

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第16回）議事録

日時：平成29年3月10日（金） 10：00～12：05

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- （1）平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策について
- （2）ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について
- （3）平成27年度導管改修（経年管対策）実施状況について
- （4）自主保安の「見える化」制度等の検討状況について
- （5）水素導管供給に関する保安の動向について
- （6）その他

○田村ガス安全室長 皆さん、おはようございます。それでは、若干遅れていらっしゃる先生方、2名ほどいますが、定刻ですので、ただいまから第16回ガス安全小委員会を開催いたします。

まず、開催に当たり、事務局を代表いたしまして、住田商務流通保安審議官からご挨拶をお願いします。

○住田商務流通保安審議官 皆さん、おはようございます。今日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

年度末になってまいりましたが、来年度、4月から、いよいよ都市ガスの小売全面自由化がスタートします。今後ともいろいろな変化が予想されるわけですが、こうした自由化の中でも、これまでに培われてきている保安レベルを維持し、さらに向上させていくということはもちろん重要なことでございます。私どもといたしましても、改正ガス事業法の着実な施行を通じまして、高い保安水準の確保を目指したいと思っております。

今年度を振り返ってみますと、やはり昨年4月に起きました熊本地震を始めといたしまして、台風だとか、雪だとか、いろいろな自然災害があったわけです。また、サイバー攻撃についてもいろいろな形で事例が起きてきておりますので、その備えも非常に大事だと感じております。

また、広くガスの分野でいいますと、つい先日は福島で、これは高圧ガスの事故だったようですけれども、1名の方がお亡くなりになる事故もございまして、引き続き緊張感をもって対応していかなければいけないと改めて思っているところでございます。

今日の会合では、熊本地震を踏まえた地震対策、あるいはガス安全高度化計画のフォローアップ、経年管対策、それから水素導管供給の保安といった点についてご議論いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田村ガス安全室長     ありがとうございます。住田は国会業務のために途中退席する予定です。ご了承いただければと思ひます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、倉渕委員長にお願ひいたします。

○倉渕委員長     おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策に関する報告書案や、ガス安全高度化計画のフォローアップ、経年管対策の実施状況、自主保安の見える化制度等の検討状況、水素導管供給の保安の動向等についてご審議いただきます。審議に当たり、委員の皆様のご協力、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、事務局より配付資料の確認をお願ひいたします。

○田村ガス安全室長     それではまず、資料確認の前に、本日の小委員会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げたいと思ひます。

それから、本日はオブザーバーといたしまして、日本ガス協会技術部長・金子功様、日本コミュニティガス協会技術部長・杉森毅夫様にご出席いただいております。

続きまして、本日の配付資料の確認をいたします。配付資料といたしましては、机上のタブレット端末の方に、最初の画面で、座席表、資料1から資料6、それから参考資料1が保存されてございますので、それぞれの説明に応じてタップしていただければと思っております。タブレットの不具合とか、そういったところがございましたら、近くの係の者がサポートいたしますので、適宜お知らせください。

以上でございます。

○倉渕委員長     ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。最初の議題、平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策について、事務局より説明をお願ひいたします。

○田村ガス安全室長     それでは、ガス安全室長の田村から説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料の 2—1 が地震対策検討報告書の概要（案）という形でお示しさせていただいてございます。前回11月の会合の際に、熊本地震を踏まえた地震対策検討報告書を作るべく、骨子をご審議いただきまして、基本的にご了解いただきました。その骨子、それから前回もお示ししました構成案を踏まえて、報告書としてとりまとめさせていただいた次第です。

報告書の内容は、資料 2—2、それから資料 2—2 の別冊として、参考資料、これらを取りまとめた概要が資料 2—1 でございます。こちらの概要でご説明申し上げたいと思います。

まず、資料 2—1 をタップいただきますと、右下にページ数が書いています。表紙がございまして、もう一枚ページをめくりますと、右下に 1 と書いてございますが、こちらでは、地震対策検討の目的、それから報告書の構成を書かせていただいています。

目的につきましては、今後の災害対策に取り組むべき事項を抽出する、それから改善を図るという観点から、整理、検証、検討を行うという目的のもとで報告書をまとめさせていただいたということです。

ページをおめくりいただきますと、右下の 2 ページ目です。こちらでは、評価検討の観点、視点といたしまして、設備対策、緊急対策、それから復旧対策と 3 つのフェーズに分けて、それぞれの教訓、それから教訓を踏まえた今後の対応をまとめています。

次の 3 ページ目が熊本地震の概要、前震と本震がございました。それから、前震・本震と活断層との関係、こういったところもデータとして、報告書では盛り込ませています。

4 ページ目が人的・物的被害ということで、人的被害としてこういったものが生じたのか、それから物的被害として被害額 2 兆円から 4 兆円ぐらいと試算されていますが、そういったことのデータも含めて書いています。

5 ページ目が、一般ガス事業者における被害の状況をまとめています。本震におきましては、全供給区域約 10 万戸のガス供給を停止したところ、ガス工作物の被害といたしまして、中圧導管には供給に支障を与えるような被害が生じなかったこと、それから低圧も含め、ポリエチレン管にも被害がなかったことがわかっていきます。

6 ページ目以降に、対応と今後の対策をまとめています。こちらにつきましては、前回の骨子でご審議いただいたアイテムを引き続き利用しています。ただし、報告書の資料構成上、前回の骨子の順番を入れ替えたりとか、さらに文章を推敲したりしています。ただ、アイテムとしては前回の骨子どおりでまとめています。

おさらいも含めまして簡単に振り返りますと、6 ページ目が、設備対策といたしまして、上の方にガス導管の耐震対策に対する取り組みで、右の方でございますが、P E 管の導入であるとか、さらに過大な外力の作用には運転操作による対応が可能であるとの社会共通認識の形成が大事であるとか、そういったところを報告書でまとめております。

右の方の②でございますが、初動対応の高度化という意味において、B C P の観点から、予め所要の対策を検討するということ。

1 ページ進みまして、7 ページ目、③といたしまして、供給停止判断の最適化につきましては、熊本地震の実測されたデータ、あるいは評価されたデータ等に基づきまして、第 1 次緊急停止判断基準の最適化を検討するということ。

さらには、この報告書においては「このため」と書いていますが、平成29年度、次年度には有識者により構成する検討会を経産省の委託事業として実施しまして、しっかりと専門家の間でデータを精査いただいて、それが供給停止判断基準の最適化として、どのような数字が出てくるかをしっかりと検証していきたいということ。29年度内にはその結論を得たいと考えています。

同じく 7 ページ目の下からは、復旧対策になりますが、移動式ガス発生設備の適切な運用の件です。

次の 8 ページ目につきまして、⑤広報の関係です。需要家目線で必要な情報をわかりやすく提供することが大事といったことをまとめています。

⑥が I C T の関係ですが、そういった活用を今後図っていくということです。

1 ページおめくりいただきまして、⑦後方支援活動についても、事前の相互の役割分担の明確化が大事だということです。

⑧行政機関による復旧支援については、積極的な検討がなされることが必要だということとをまとめております。

ページを進んでいただきまして、右下10ページ、簡易ガス事業者です。簡易ガス事業者におきましても、熊本では供給停止した団地が全体で16団地、それから戸数としては1,859戸。こういった被害が出ています。ガス工作物の被害につきましては、液状化等々による建屋の傾きが1件でみられました。また、その下を書いてございます導管の損傷につきましては、鋼管の継ぎ手部から全て被害が出ているということがわかったという点等々をまとめています。

11ページ目ですが、簡易ガスの今後の対策といたしまして、①設備の耐震性です。ある

いは鎖がけのフックであるとか、耐震対策型のホースの導入であるとか、さらには耐震性の高いPE管への入れ替えを進めていくことが望まれるということをもとめています。

緊急対策としては、②として書いてますが、感震自動遮断装置の導入を進めた方がいいということをもとめています。

最後、12ページ目ですが、その他の施設、拠点となる施設の耐震化、あるいは被害を受けた場合の予めの検討が重要だということです。

最後、④災害時対応用の容器の確保、必要となる容器の確保について予め検討しておくということをもとめています。

これら概要を文章化したものが、参考資料も含めて、資料2-2としてまとめています。概要のとおりですので、詳細は割愛させていただきますが、地図であるとか、データであるとか、図表の類いを補完しながら、本文をまとめています。

例えば二、三、ご紹介申し上げますと、2-2の資料ページでいいますと、19ページ目の上のほうの③過大な外力への対応に係る社会的共通認識の形成。前回会合におきまして、堀先生から画期的なご判断だというご発言をいただいております。そういったところを踏まえまして、③の下から3行目ぐらい、設備対策、それから運転操作を組み合わせた多重的な防護措置を現状兼ね備えていると。そのようなガス導管の災害に対する備えの現状について、各種諸元データとともに社会的な共通認識を形成することが必要である。堀先生からも、データを含めた形での社会共通の認識が重要であるというご指摘をいただきました。その辺を含めて書かせていただいております。

あるいは、次の20ページ目では、真ん中ほどから、②第1次緊急停止判断基準の最適化の検討につきましては、丁寧に60カインの制定経緯から、さらには、ページを進んでいただきますと、21ページ目の上のような、今回熊本で評価されている特に60から80カイン間の被害率は低位に推移したということが実証されているということ。こういったデータ類を含めまして、次の22ページ目、真ん中ほど、(d)今後に向けた提言で、最適化を考えていくということが非常に重要であると。そのためには、最後のフレーズでございますが、平成29年度に有識者により構成する委員会を委託事業として実施し、結論を得ることとしたいと思っております。こういった先ほど説明させていただきました概要の関係をしっかりと文章化し、データとともにまとめさせていただいているということです。

この本文の報告書には、いわゆるデータ集として、地震の震度分布、観測結果、あるいは復旧作業の人員等々、本文内容を補完するデータ類をとりまとめて、参考資料としてい

ます。

報告書としましては、ガス安全小委員会のクレジットで、ご審議いただいた結果をまとめていきたいと考えていますので、ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。ご発言のある方は、いつものようにネームプレートを立てていただくとわかりやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、発言後はマイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。堀委員、お願いします。

○堀委員     堀でございます。

今後の対応に関して、有識者会議を設けて、平成29年度に供給停止判断の最適化に関する具体的な改善を提案されると。これは非常にすばらしいことと思います。熊本地震と比べて、首都直下、南海トラフ地震は人口密集地、広域な被災地が予想されますので、最適化は非常に重要な課題です。是非効果が実証できるような最適化を実現していただきたく存じます。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。赤穂委員、お願いします。

○赤穂委員     ありがとうございます。しっかりまとめていただいたとっております。その上で、私も全く同じ意見なのですが、緊急時の供給停止判断について、有識者で今後しっかりと検討していただくということ、大変よかったなとっております。しっかりとリスク分析をして、その上で、被災者の社会生活に直結することですので、極力停止はない方がいいということは当然のことですので、そこら辺のリスク分析をしっかりした上で、最適化を図っていただければと思っております。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございます。しっかりとしたリスク分析をするようにというご指摘でございました。ほか、ございませんでしょうか。安田委員、お願いします。

○安田委員     安田でございます。

私もお2人の意見に同感でございますが、私の自分の立場からいいますと、供給停止の判断のパラメータを、何カインだとかという話だけではなくて、やはり地盤変状がどうし

ても被害を起こしやすいものですから、そこらも是非いろいろ加味しながらやっていただければと思っております。よろしくお願いします。

○倉渕委員長　ご意見ありがとうございます。ほか、よろしいですか。どうぞ。

○田村ガス安全室長　どうもありがとうございます。緊急停止判断基準につきましては、慎重に判断させていただきたいと思っております。私どもでも、カインばかりではなくというか、設備に対する被害ばかりではなく、こちらの報告書の22ページでも書かせていただいておりますが、当該地域における緊急時対応力、いわゆる対応できる能力がどこにあるのか、設備的な強度と実際の地域での活動力といったことを含めて総合的に判断するものと考えています。その意味では、非常に多面的な検証を1年間じっくりと腰を据えてやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございます。ほか、ございますか。よろしいでしょうか。――それでは、どうもありがとうございました。基本的には事務局案にて了承いただき、文言修正等につきましては委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議題(2)ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について及び議題(3)平成27年度導管改修実施状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長　それでは、引き続きまして、田村からご説明申し上げます。

まず、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況で資料3ですが、これに枝番がついているのは1、2、3と3つございます。それから、ガス安全高度化計画と非常に関連深い経年管対策が資料4で、枝番が1、2、3という一連の資料をまとめさせていただいております。こちらの両者は非常に関連深くございますので、フォローアップ状況と経年管の取り組みを一連で説明させていただいて、それからご審議いただくという形をとらせていただきたいと思います。

まず、資料3―1を中心に、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況を説明申し上げます。まず、ページを進んでいただきますと、こちら右下の番号で呼ばさせていただきます。1ページ目でございますが、ガス安全高度化計画の全体像をまとめています。ガス安全高度化計画は、2011年に策定いたしまして、11年時点で、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として、高度化計画をまとめています。

その内容としては、左側の上に書いています。理念目標といたしまして、2020年の死亡事故ゼロに向けて実行を具体的に進めていくという目標のもとで、計画が策定されております。実行計画のアクションプランとしては、左の真ん中に書いています消費段階、供給・製造段階、災害対策の3つを大きな柱といたしまして、さらには、右にございます安全高度化指標、全体の死亡事故、あるいは人身事故であるとか、消費、供給、製造における、それぞれの年度に応じた定量目標を置きながら、それぞれ実行計画、アクションプランを実施していく。その実施していく内容についてはフォローアップをしていきたいと思います。ということで、この度、フォローアップの状況をご報告させていただくということでございます。

ページを進めていただきまして、3ページ目まで飛んでいただきますと、安全高度化指標等の達成状況をまとめた表が3ページ目の表になっています。左側のガス安全高度化計画の安全高度化指標に対しまして、右が2016年の事故実績を踏まえまして、過去5年間の事故発生状況を計算した数値が右のブルーの数値になっています。それに対して、一番右の欄が指標に対する達成状況で、指標達成の項目は、ほぼ全項目にわたり指標を達成、あるいは近づきつつあるというような評価でございます。ただ1点、供給段階の人身事故が指標5件未満に対して、直近5カ年の平均で13.4件と、指標と開きありという評価でございます。ただ、昨年もフォローアップさせていただいているわけですが、昨年の5カ年の事故発生状況から比べると、例えば供給事故の人身事故でございますが、今年の分が13.4件になっております。昨年は15.6件でありました。少なくなっていると。全体数値は下がりつつあり、目標達成に向けて推移しているというような評価になろうかと思っております。

例えば、これに加えて申し上げますと、全体の死亡事故も、今年は0.8件ですが、昨年は1.4件でした。それが今年に入って指標達成になったとか、数値は改善されているという傾向にあります。

次の4ページ目からが、事故の発生件数の推移をまとめているところです。事故の発生件数については、左の棒グラフ、折れ線グラフです。こちらのトレンドをご覧くださいますと、ブルーの折れ線グラフが人身事故の件数になっていますが、減少にあるということです。前年に比べますと事故件数は減った。加えて、後ほども出ますが、死亡事故もゼロ、B級事故もゼロというトレンドになってございます。

ただ、次の5ページ目ですが、先ほどの安全指標等の達成状況にも関係しますが、真ん



中の円グラフです。供給段階の事故原因をみますと、下ほどの他工事と呼ばれている、いわゆるガス事業者さん以外の方の工事によってガス工作物が損壊されているというものが41.9%、4割方ございます。その4割方の内訳をみますと、解体であるとか、あるいは建物取り壊しとか、新築も含めですけれども、そういった敷地内で発生しているのが28%、道路状で発生しているのが13%というトレンドになっているということです。さらに、右ですが、消費段階については、ガス漏えいが圧倒的に多いというようなことがわかるということです。

次の6ページ目がCO中毒です。CO中毒のグラフにつきましては、左が都市ガスとLPガスを合わせた数字です。青が事故件数、赤がそのうち業務用の厨房における事故件数を表しています。右が都市ガスだけです。都市ガスにおいては、CO事故の発生が随分少なくなってきたところがございますが、LPガスと合わせると、やはりCO中毒事故が依然撲滅には至っていないところとなっています。

従いまして、CO中毒事故は、ご承知のとおり、上の枠囲いの真ん中ほどにも書かせていただいておりますが、気づきがおくると被害が重篤化すると、あるいはたまたま人が多くいると、多くの人が罹災されるという特徴をもっている事故ですので、こういった事故につきましては、撲滅に向けて引き続きしっかり取り組んでいく必要があるということです。

7ページ目もCO中毒事故の関係ですが、こちらは死傷者数です。死傷者数でみますと、都市ガス、LPガス合わせた数字が左のグラフですけれども、近年では右肩上がりになっています。もちろん平成21年に比べれば随分減りましたが、昨年は、LPガスの方では宮崎県でCO中毒事故が発生し、15名の方が被災されたという事故がありました。そういったこともございまして、まだまだCO中毒の撲滅には至っていないところなので、これも今後ともしっかり取り組んでいく必要があるということです。

今のが安全指標の関係ですが、8ページ目以降からは、アクションプラン、実行計画との関係で、昨年の取り組みをまとめさせています。

9ページ目は、非安全型機器の撲滅に向けた周知、注意喚起ということで、いろいろな広報素材を用意しながら、それぞれの相手先を工夫しながら周知、注意喚起を行っているということです。下が非安全型機器の残存数をデータでお示ししているところですが、推移としては徐々に減りつつあるということがみてとれるということです。

次の10ページ目が保安広報で、政府内でやっている取り組みです。音声を使ったりとか、

消費者庁のホームページを使ったりとか。

あるいは、11ページ目に下っていただきますと、屋外の大型ビジョンによる広報で、この資料にございます我須野さんというイメージキャラクターを設定いたしまして、ガスの自由化がスタートする点、それから経年管の取り組みの点、こういったものを、今年に入って2週間ほど、大型ビジョンを使って各地で広報したところです。因みに、本日出席のメインテーブルの方には、タブレットの中の一つ下に動画が入っておりますので、ご覧いただければと思います。タップしてメディアプレーヤーを立ち上げていただきますと動画が出ます。ただ、音声は絞ってございますが音声もついています。そういったもので広報を展開し、ホームページでも既に公開しています。

12ページは、CO中毒事故の関係も注意喚起を行っているということです。残念ながら、平成28年においては、都市ガス、LPガスを合わせますと、事故の件数が前年度に比べて多くあったということです。それで、CO中毒も引き続き今後ともしっかりとやっていく必要があると考えています。

13ページ目が、安全型の機器の普及状況をお示ししています。安全型のガス機器の累計出荷台数としまして、Siセンサーコンロは50%を超えている現状です。

ページを進んでいただきまして、14ページ目が他工事の関係です。他工事起因の事故、前年と単純比較しますと、件数自身は前年から減っているのですが、やはりトレンドとしてはやや増加傾向にあるとみてとれるかと思います。かつ、事前照会なしの事故の割合が高いということで、他工事事業者に対して注意喚起を昨年も行っています。

15ページ目が、経年管対策の関係です。これは後ほど引き続きで説明させていただきます。

16ページ目が、灯外内管の関係です。こういった残存状況をお示したところでございます。

17ページは、参考として灯外内管のうち公的施設の残存状況がどれ位なのかということ。

18ページ目ですが、経年管対策の注意喚起も行ってきたということ。

19ページ目が、災害対策として、ポリエチレン管等の耐震性の高い導管への取り替え状況ですが、耐震化率として87.1%です。こちらについては、19ページ目の一番下にございますけれども、2025年、全国平均で90%を目指し、取り組みを進めているところです。

最後、20ページ目は、簡易ガスの関係ですが、感震自動ガス遮断装置の設置状況として、94.5%から28年は94.8%、ほぼ100%に近い導入がなされてきているということです。

フォローアップの全体像をみさせていただくと、こういった形でまとめることができ、お示ししました。

引き続きまして、資料3—2が、都市ガス事故についてということで、先ほどの安全高度化指標の照らし合わせのバックデータとなるものです。

こちらを簡単に説明しますと、資料3—2の下ページ数、1ページ目ですが、昨年の都市ガス事故の全体動向をみてみますと、1、(1)、①で書いています。事故報告件数は、昨年、暦年で468件でした。その前年の暦年532件より64件減少しています。さらに、B級以上の事故です。B級、A級は発生していないというところです。それに対して前年は3件、B級事故が起こったということです。

②死傷者数に目を転じますと、死亡事故は発生していません。前年は死亡事故2件、亡くなられた方は2名、件数も2件だったということです。

負傷者を伴う事故の件数は23件、前年を8件下回った。さらに、負傷者数でみますと26人で、前年を18人下回ったということです。全体トレンドとしては、やはり前年に比べ、数的には随分減っているという傾向にあります。

次の2ページ目以降は、それぞれ要因分析、あるいは原因がどうなのか、発生箇所はどうなのかというところをまとめていますが、大きな特徴といたしましては、2ページ目の上のグラフにございます。緑の棒グラフが消費事故の件数でございます。ちょっと赤目な色のものが供給段階の事故、一番手前のブルーが製造段階の事故といった形で、棒グラフでみていくと、消費段階の事故が2013年断面から急に減っているということがみてとれます。それは、下のほうに注意書きをさせていただきましたが、FF式のレンジフード型給湯器のケーシング変形を踏まえまして、2013年断面から、メーカーが一生懸命点検とか部品交換をやってくださいました。そういった過程で発見された部分で、そこが改善されている。需要家の方をほぼ一巡したのかなと予測されております。

3ページ目以降は、事故報告件数の推移、あるいはガス安全高度化計画の指標の達成状況、先ほど概要でご説明した内容と同じですので、割愛させていただきます。

4ページ目が、それぞれ各段階における事故状況ということで、いろいろとデータをまとめていますが、特に5ページ目の供給段階で、先ほど他工事による事故が4割位を占めていると申し上げたところですが、実際の件数、あるいは死亡とか負傷とかそういった件数も含めてまとめてみますと、5ページ目の真ん中の表で、ちょっと見にくいですが、この表で真ん中が他社工事による事故で、2016年が100件。件数自身は、2015年に比べれば1

20件が100件に下がっています。他社工事による事故の2つ下っていただきますと、負傷事故件数というのがあります。これが他社工事による負傷事故件数ですが、5件、それから負傷者数としては5人の方が被災されています。一番下に供給段階の合計が書いてございますけれども、負傷を伴う事故件数が12件、それから負傷者数13人に対して、他工事では5件、あるいは5人発生しているということです。

さらには、細かいところは先ほど概要の部分でお示しした部分が含まれていますので、特記的などころを申し上げますと、8ページ目まで下っていただきますと、これは消費事故の段階の現象別で、特に8ページ目の下のところはCO中毒の関係をまとめていますが、CO中毒については、先ほど概要でも申し上げました。都市ガスの場合は数が減っているということですが、LPも含めて考えると、全体としては負傷者数が上がっている傾向がございます。

半分ほどの下の表の上にも書いていますが、前年に比べ少なかったですが、事故が発生した場合は、多数死傷者を発生させる重篤な結果に至る場合が多いので、引き続き撲滅に向けて頑張っていきたいと考えています。

そういった事故の関係を先ほどの概要のバックアップデータとしてまとめたのが3-2です。

資料3-3が、これも先ほど概要のまとめの基本的な材料になっているものです。国、事業者、それから製造メーカーでどういう取り組みを昨年やったのかという個票になっています。こちらでも概要をまとめる上での材料として、参考としてお配りさせていただき、説明は割愛させていただきます。こういった事実関係を踏まえまして、先ほどのようなフォローアップ状況がまとまったということです。

引き続きまして、資料4-1も進めさせていただきます。先ほどガス安全高度化計画の中の実行計画で経年管対策がございましたが、経年管につきましては、私どもで進捗状況をしっかり把握し、毎年評価しながら、今後どうしていくかを決めています。

資料4-1が現状と評価をまとめていますが、今、ガス安全高度化計画の経年管に対する最新の目標が、1ページ目の真ん中から下、表2に書いています。すなわち、ねずみ鋳鉄管につきましては、4大ガス事業者とそれ以外、さらには、管の種類というかリスクの高さに応じて、要対策管、それから維持管理導管につきましては、それぞれで、4大ガス事業者であれば、要対策管について2015年度までに対策を完了するという、その他の事業者さんにおかれては、2020年度までに対策を完了するというような年度目標を立ててい

るということです。

さらには、維持管理導管、ここの赤い部分ですが、こちらも年度で目標を立てて、2025年度までに完了する計画で対策を進める。ただし、リスクの高い小口径で、かつ古いものについては、2020年度までに完了しようという目標を立てているということです。ここで赤字に書いているのは、昨年3月で改定いただいた目標です。

もう一枚おめくりいただきますと、内管対策についてもガス安全高度化計画で目標立てをしております、保安上重要な建物につきまして、可能な限り2020年度までの改善完了に努めるということ。そのうち、公的施設については改善完了を目指すということを目指にそれぞれ取り組んでいただいているということです。

その取り組み状況が2ページ目の真ん中ほど以降から出ています。まず、本支管、2. 現状と評価、2.1、ねずみ鋳鉄管がございます。4大ガス事業者さんの方でどういう状況になっているかというのが下の表にまとまっております、27年度末時点では、実績として残存が0.9kmとなっております。前年度をご覧くださいとおわかりのとおり、167kmから0.9kmまで減らしたということです。これは、目標との関係で2015年度までに完了するということでしたので、精力的に取り組んだ結果です。

その評価といたしましては、3ページ目、真ん中ほどに書いています。要対策導管の4大事業者の取り組みに対する評価です。0.9kmの残存となったということで、2015年度までに対策を完了する目標は概ね達成したと評価できるとまとめています。さらに、28年度にも0.2kmまで残存量を減らすという計画を立てています。この部分については、引き続き早期完了に向けて可能な対策を行うことが必要かとまとめています。

3ページ目の一番下から、(2)その他の一般ガス事業者でどういう状況になっているかをまとめたのが、4ページ目の上の表になります。27年度末、60km残存で、これを目標年度たる2020年、平成32年度末にゼロにする計画になっています。

それに対する評価としては、少し下に下っていただきまして、③です。残存60kmです。27年度末に要対策導管を保有する29事業者につきましては、引き続きヒアリングなどにより、計画どおり進捗していることを確認していくことが必要とまとめています。

4ページ目のⅡから、灯外内管をまとめていただきまして、実際のデータとしては、5ページ目の表です。4大ガス事業者では27年度末で残存が3万本です。こちらにつきまして、32年度末ですが、公的施設については残存量ゼロをすることを計画の前提としまして、その他、民間についてもしっかりと取り組んでいく計画立てとなっております。(2)として評

価を書いています。その文章中でも第2パラのところで、需要家の不同意として、こちらのぼちで書いてあるような、例えば費用がかかるであるとか、公的機関の場合、耐震対策が優先されてしまうとか、近い将来建てかえの予定があるとか、こういったガス事業者側の都合ではない部分で残っているということがほぼみえてきたということです。そういう不同意の意思については、前年度に各事業者でご確認いただいたということで、5ページ目の最後から2つ目のパラで書いていますが、事業者として実施できる一定の対策は完了したと評価できるとまとめています。

ただ、そういった状況であれ、今後も着実に改善を進めることが必要であるというのが、6ページ目の上でまとめている点です。

3. がその他の事業者の内管の関係の状況です。27年度末で3万本残存する。これは4大事業者の残存量と同じぐらい残存しているということです。評価としては、一番最後にも書いています。4大事業者と同様に、新たな目標の達成。新たなというのは、昨年お決めいただいた新たな目標の達成という意味ですが、これを目指して着実に改善を進めることが必要かと思っております。

さらには、簡易ガスの関係ですが、簡易ガスにつきましては、7ページ目の上の表の状況です。27年度末で3,600本ほど残存しています。評価として、真ん中ほどの一番最終パラでも書いていますが、一般ガス事業者と同様、引き続きこれらの不同意も含めた対策を講じ、着実に改善を進めることが必要であるということです。

それから、昨年の目標で公的、民間という分けを初めて設けたわけですが、公的施設に着眼していろいろと調べてみたのが、7ページ目の5. から書いています。下のグラフにありますとおり、28年度中に交換とか解体計画があるというのは24%ほどですか、その他、交換計画がないとか、あるいは対策そのものの予定がないとかは30%ほどということです。

最後、8ページ目は、それに対する評価ですけれども、やはりこれも新たな目標の実現に向けて、今後とも積極的な必要性の説明であるとか、関係機関との働きかけであるとか、そのようなことが必要だとまとめています。

この資料の残りは参考資料で、イメージであるとか、あるいは経年管対策の変遷などをまとめさせています。

資料4-1としては以上です。

最後、4-2ですが、今後の経年管対策の強力な推進で、そういった現状、あるいは評価を受けて今後どうするかというアクションプランです。

まず、1 ページ目の下から、2020年に向けたアクションプランを2. でまとめさせています。ねずみ鋳鉄管要対策導管につきましては、4 大事業者においてはほぼ完了という状況です。4 大ガス事業者以外につきましては、2020年までに対策完了という目標に向けて取り組んでいくことになりますが、引き続き早期完了に向けた可能な対策を講じていくということがアクションプランになろうかと思います。

2 ページ目は、ねずみ鋳鉄の維持管理導管を2025年度までに対策完了ということ。これにつきましては、ヒアリングなどにより計画どおり着実に進捗していることをフォローアップしていくことが必要だというのがアクションプランかと考えています。

同じく灯外内管のアクションプランについては、2 ページの2. にまとめていますが、公的施設につきましては、関係省庁、あるいは事業者、需要家も含めた協働が必要で、削減対策を講じて、目標年次たる2020年の達成をしっかりとやっていくということが大切だと。かつ、昨年もご議論ありましたけれども、施設リストの公表もししっかりと念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

民間施設についても、目標達成、それから地域別の残存量の今後の公表を引き続き検討していきたいと思っております。

3 ページ目の一番最後で書きましたが、今回の改正ガス事業法におきましては、皆様ご承知のとおり、協力勧告制度ができて、保安上重要な建物、内管等々につきまして、ガス事業者さんをご協力をお願いしても、なかなか所有者の方にご協力いただけない場合については、協力してくださいという勧告を行うことができる制度が今回の改正ガス事業法で設けられたということです。そういった制度等々を踏まえまして、実際、ガス漏れの蓋然性がどういったところにあるのか、リスクがどういったところにあるのかというのをしっかりと私どもも把握していく。それを使いながら今後検討していきたいと思っております。

次のページからは、公的施設が保有する灯外内管の削減対策等々をまとめさせていただいていますが、結果的に申し上げますと、4 ページ目の1 の(1)の最後で書いています。都道府県別の残存量をみますと、兵庫県が多かったということです。これが公的のです。

民間をみますと、7 ページ目が民間の残存状況ですが、民間の残存量が多い地域は、上の文章にございます関東、近畿であるということです。

こちらにつきましては、1 ページ戻っていただきます。6 ページ目に、公的施設の今後の対応方針をまとめていますが、やはり自治体のご理解、あるいは実際、物を替える訳で

すから、予算確保が必要になるということです。そういった予算措置、あるいは理解であるとか、そういったものの働きかけを、自治体であるとか関係省庁、ガス事業者さんとの協働によって、いろいろと呼びかけていきたいと思っております。

同様に民間施設の場合も、9ページ目に今後の対応方針をまとめましたが、やはり協働しながら改善完了に努めるといったところの対策を引き続き行っていくことが重要とまとめています。

最後のページは、公的施設の各都道府県別残存量をまとめております。やはり本文でもご紹介申し上げましたが、兵庫県が多いというようにデータとしては出ているということです。

最後、資料4―3は、ガス事業法の定期報告に基づく、いわゆるガス事業者さん側での本支管の内訳になっております。こちらのご説明は割愛させていただきます。先ほどのトレンドの中の内訳と捉えていただければと思っております。

以上でございます。

○倉渕委員長     ありがとうございました。ガス安全高度化計画のフォローアップ状況と経年管対策の進捗状況についてご説明いただきました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。天野委員、お願いいたします。

○天野委員     ご説明ありがとうございました。最初に、資料3―1のスライド11のところで、広報してくださっているということで、自由化が始まってみないと、どのようになるかわからないのですけれども、料金中心の競争が厳しくなってくると、やはりどうしても情報も料金一辺倒になってくる可能性がありますので、安全への喚起を促すというか、そちらも配慮しなければいけないことに気づくように、是非続けていただきたいと思います。

ただ、もうちょっと具体的に安全への取り組みをどのように注意すればいいのか、あるいは、業者さんでも最低限のことと、さらにプラスしてやったださっていることとで、どのようなことがあるのかという情報を見える化していただけると、消費者としても選択の際に役に立つのではないかと思います。

2つ目が、他社工事で事前照会がないケースが増えているということで、各関係省庁と連絡をしたり、いろいろ広報をしていくという対策を出していただきましたけれども、是非こちらについて強化をしていただければと思います。



3つ目が、資料4—2の一番最後の別紙にありますように、ご報告でもありましたけれども、公的施設で兵庫県が突出しているということですが、これは全国一律に呼びかけをしていくものなのか、あるいは、ある程度ターゲティングというか、目立つところに、他の都道府県の情報と比較した形で情報提供するなど、この制度を進めていくように働きかけをするご予定があるのかとか、その辺を伺いたいと思います。

○倉渕委員長     ありがとうございました。3点ございました。1つ目は、自由化を踏まえて保安の重要性に対する啓蒙をどのように考えているかということですね。それと、他工事の問題。最後は経年管対策に関しまして、自治体によってかなり差があることに関しまして、どのように推進していくかということでございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     ご意見ありがとうございます。まず、広報につきましては、やはり消費者の方々にしっかり注意喚起を促す、あるいは学習していただくとかそういったところを念頭に置きまして、しっかり取り組んでまいりたいと思います。その意味で、後ほどまたご説明いたしますが、見える化というところで、消費者の意識を把握しながら、特に見える化の中でも学習コンテンツみたいなものを織り込んで、需要家の方にもわかりやすく学習していただくようなコンテンツをそろえた上での見える化を進めていきたいと思っております。

2点目の他工事の件につきましては、なかなか難しいところもございますが、特に敷地内の工事におきましては、関係される方々もいろいろ多種多様でございまして、解体工事屋さんなのか、あるいは造園業の方なのか、いろいろな方々がいろいろなフォーメーションを組みながら工事をなされているところがあって、工事屋さんの発意として協議していただかないと、なかなか難しいというところがあるのですが、そこはいろいろとご指導されている自治体もあったりとか、そういうこともお聞きしておりますので、そういった好事例とかを見つつ、他工事という一括りではなくて、他工事でも、こういう工事はこうするといいよというところをもうちょっとみながら、工夫できる余地があるのではないかと思っておりますので、そういった方向で、ガス事業者さんともども連携してやっていきたいと思っております。

最後の経年管の兵庫県は、実は、例えば学校の関係でも、こういったデータで見比べると3桁になっていて、大阪、兵庫が非常に多く見える。データの的にはこれは正しいのですが、実際お聞きしてみますと、やはり阪神・淡路を受けて、耐震補強の方にまず優先的に対処されてきたというところがあるとお聞きしています。

ただ、学校を所管する文部科学省に対しては、私ども、一昨年から協力要請を行ってございますが、非常に積極的に対応いただいているのかなと思っております。済みません、前年度の数字が書いていないので、よく見えないのですけれども、例えば大阪、兵庫でいいますと、学校で、大阪府が260本、それから兵庫県が326本となっていますが、大阪府ですと去年481本残っていたのです。それを大体半減していただいたというようなところであるとか、兵庫県も前年440本が326本に減っているということで、文科省さんもお子様をお預かりしているという観点からいうと、早期に完了を進めたいという意向を私どもは聞いてございますので、一生懸命取り組んでいただいていると認識してございます。

以上です。

○倉渕委員長　　よろしいでしょうか。――三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　　ありがとうございます。三浦です。

ガス高度化計画については、ずっと最初からご一緒させていただいて、毎年このような形でフォローアップしていくことが非常に重要だと思います。単に事故件数を減らすとか、数値目標に向かっていくことだけではなく、関係省庁も含めて、関係者がこういう意識を常にもって、毎年きちんとチェックしていくということが非常に大事なことだと思っております。

重なるお話はしないほうがいいと思うのですが、

3―1の概要、フォローアップ状況の一番最後ですが、17ページの一番右下の、まさしく今、室長がおっしゃった公的施設のところなのですが、やはり公的施設というのは、好むと好まざるとにかかわらず行かなければならない、もしくは災害時にはそこが大きな避難場所になったりということもあります。特に公民館、保育園、学校とか、特に病院ですよ。ここは確かに耐震工事をやるときに一緒にやってもらえるような呼びかけをすとか、とにかく進めていっていただきたいということが1点です。

それから、先ほちょっと広報のお話が出ました。我須野さんのおじさんのあれがかわいいかどうかは別として、あのPRなのですが、あの映像を流すのにはお金がかかるのですけれども、できれば各地の経産局さんとか、いろいろなところにご協力いただいて、例えば地域の市役所、県庁とかは今みんな入口が、いろいろお知らせするのにビジョンを使っていますので空いている時間に差し込んでもらえるようお願いをすとか。あとは、特にこういう保安はなかなか意識が高まらないので、例えば病院とか調剤薬局などでもビジョンで様々なCMというか、ジェネリック医薬品どうしましょうとか、いろいろなもの

を流しています。そのような場所にも呼びかけて、廉価で差し込みをしてもらえないのかということをお願いしたらいいかと思います。

もしくは、ケーブルテレビのようなものとかもあまり費用もかからないですし、YouTubeはすぐアップできますので、YouTubeで経済産業省シリーズみたいな形でアップして、若い人に携帯でどこでも見てもらえるようにするとか、少しでも多くの目に触れるような形にしていきたいなと思います。

それから、広報手段の話になってしまうのですが、先ほど天野先生もおっしゃっていましたが、自由化になったときに、どうしても消費者の目が価格のほうに行ってしまうので、保安ということにも注目してもらいたい、注意喚起しなければいけないということなのです。今月、ご存じの方いらっしゃるかもしれませんが、消費者庁でも、ガス小売全面自由化が4月1日にスタートしますという形で、こういうチラシ等を配っているのです。契約するときにはこういうことをチェックしましょうという記載があるのですが、よく考えてチェックしましょうのところに保安がなくて、残念だったなと思っているので、省庁連携を図るのであるならば、パンフを作成していただくときにも、料金、違約金、工事費、割引条件、契約期間のみではなくて、ここに保安も入れてもらえるように極力お願いをする。いろいろなところから保安はセットで考えなければいけないのだなといういい刷り込みをしていかないと、なかなか意識の変容はできないのではないかなと思っております。是非、消費者教育の中でもということも含めてお願いできたらなと思います。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。4点ございました。ガス安全高度化計画におけるフォローアップの重要性のご指摘及び公的施設における経年管対策の重要性及び広報の媒体についてのご提案と、さらには小売自由化に向けて、保安に関する啓蒙活動についての省庁連携でございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     どうもありがとうございます。まさに先生おっしゃるとおりでございます。経年管もしっかりと取り組んでいただけるよう、ご理解いただけるように、我々としても引き続き強力に取り組んで参りたいと思います。

それから、広報に関しまして、私どもも毎年、どういう媒体、どういう方法、どういう相手先というように、いろいろ工夫をしながらやってございますので、そういった意味で、今いただいたご意見を参考にさせていただきながら、有益な広報を私どもとしても考えていきたいと思っております。

省庁間連携もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○倉渕委員長　　よろしいでしょうか。――吉川委員、お願いします。

○吉川委員　　三浦委員がおっしゃってくださったこととかぶる部分は省略させていただきます。私も主に安全という、消費者の立場からちょっと気になったことを幾つか申し上げたいと思います。

まず、高度化計画でせっかく精緻な分析がされて、これは大変有意義だと思うので、やはりその原因。例えばこれだけ他工事が多いということが原因として挙げられている、高度化計画と一番開きがあるということであれば、1ヵ年、ここに重点対策を絞って、予算も重点的に投入していただいて、是非ここをまず何としてもたたき潰していくというか、撲滅に向けて強力に実施していくという姿勢を打ち出していきたいものだなと思いました。

その中でももちろん対策もなさっていて、業者さんへのアピールということで、3―3の19ページにも、各種団体に広報をしているというのがあるのですが、こういうことをなさけていても、まだなかなか減らないということであれば、アピールの仕方、アピール先が適切なのかどうかということもやはり検証しなければいけないと思います。

業者さんは非常に裾野が広いので、業界団体にアピールをただけではなかなか届かないと思います。例えば役所であれば、道路局であり、もちろんされているとは思いますが、あと、建築確認を申請する建築局であったり、開発許可のところで、そういう申請をしに来るときに、工事に当たっては必ずガスパ管を確認してくださいというようなアピールをしてもらうとか、自治体に協力を呼びかけるということも是非していただくとか、少しアピール先とアピール方法、どんなことをアピールされているのか、チラシは見やすいのかとか、そういうことも是非検証の1つに入れていただく必要があるのかなと感じました。

それから、ガス工作物の事故も多いということがある中で、4分の1を占めているということが資料の中にありました。その大半が自然劣化であるということで、やはり経年管の問題は無視できないと思うのですが、この報告をみていると、4大ガス事業者さんも、わずかに残ったもののおおむね達成したとか、非常に満足されているような書きぶりなのですが、残ったわずかをどうしたらいいのかというのは、残ったものは経年化が進むわけで、危険性は増すわけです。それから、反面对策も難しいということで、ここで手を緩めるのではなくて、むしろこの難しい課題にどのように取り組むのか、あるいは取り組む必要があるということをしっかり打ち出していきたいなと思います。

消費者のことにしても、不同意だから仕方がない、不同意の意思が確認された、これで達成感をもってしまうのではなくて、その不同意な消費者にどうやって働きかけていくか。これは本当にひたすらねずみ鋳鉄管等の敷地内配管の灯外内管の危険性を実感してもらえるように、繰り返しアピールしていくことだと思います。それには事業者さんにも協力していただいて、例えば使用料のお知らせ票とともに、ねずみ鋳鉄管の危険性を目に見える形でお知らせする文を、例えば工事期間はこのくらいで済みますとか、こんな制度を使えますよとか、消費者が工事を同意してもいいかなと思えるようなアピールのものを繰り返し伝えていくことで、少しでも減らしていけるのではないかなと、その努力を是非諦めてほしくないなと思いました。

そして、さっき躊躇する理由に工事期間とか費用が挙げられていたと思いますが、これについても、工事をなさる事業者さん側の方で、工事方法の工夫とかを図っていただいて、日数を短くしたり費用の低減が図れないものかということ、是非経産省の音頭とりでもって改善を促していただきたいなと思いました。

それから、新しい法制度として、保安上重要な建物の協力勧告が始まるわけですが、これも、実施したところどれだけ勧告が功を奏したのかというデータを是非とっていただいて、今後のことに生かしていただきたいと思いました。

あと、瑣末なことですが、この間、我須野さんは好評なのですということを経産省の方から伺ったのですが、私も三浦委員同様、本当に受けているのかなという感覚がありまして、どの辺をターゲットにされたかわかりませんが、例えば画像とかがどれだけ見られているのかとか、そういうことももし今後おわかりになれば、キャラクター設定時はちゃんとターゲットとかいろいろ検討されたのかなというのも、予算を使う以上はちょっと気になるところでございました。

以上です。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。3点ございました。他工事事務事故対策の重要性和工夫に関するご指摘、また、経年管対策への課題、最後に、広報の評価についてのご指摘がございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございます。他工事につきましては、先ほど天野先生からもご質問がございましたとおり、やはり私どもも、他工事で何が原因となっているのかというのをしっかり考えていく必要があるのかなと思っております。その部分で何か改善ポイントをみつけられるのかというところです。

先ほど申し上げたとおり、特に敷地内ではいろいろな人たち、あるいはいろいろな体制でやられている。かつ、その部分で自治体の方がどういう関与をされていらっしゃるのか、そういったところを、若干どういう工夫ができるかということを含めて、しっかり考えていきたいと思っております。

経年管につきましては、決して歩みを緩めるということではなくて、例えば4大事業者において、ねずみ鑄鉄が0.9km残存しておりますが、その部分についても評価のところでは書かせていただきましたが、定量的な数値としての目標は、残存している理由を考えると、ほぼ目標は達成されたと考えてもいいのだと私どもは思っていて、ただ、残った部分の0.9kmについても、そこは歩みを緩めることなくしっかり対応してもらいたい。そのためには私どもとしても、その部分でのフォローアップはしっかりしていくという意味合いにおいて書かせていただいているところもございますので、そこは決して緩めるとかそういう話ではございませんということです。

もう一点、協力勧告のデータをとっていただきたいというところがございましたが、法に基づいて実際発動するかどうかは今後の状況次第だと思います。勧告となると結構厳しいところなので、もしやるとなれば当然データとしてはとりますけれども、それに至るまでの間でいろいろな対応ぶりもしっかりと私どもの中でも類型化しながら、今後の取り組みに生かしていきたいと思えます。

それから、我須野さんですね。我須野さんは好評と申し上げたのは、実は、大型ビジョンで放映後、その地区で働いていらっしゃる方なのですが、追跡調査、無作為でアンケート調査をやっておりまして、見ましたか、覚えていますかというアンケートに対して、1割ぐらいの方が見た覚えがあるという結果が出ておりまして、そういった形で、ただ、私どもも大型ビジョンを流しっ放しということではなくて、それもしっかりフォローアップできるような広報をやっていききたいと思っております。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。評価は別にして印象には残ったということではないかと思えます。それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員     安田でございます。今の田村室長のお言葉で非常に心強く思った経年管対策のことなのですが、それに関連してちょっと気になることを思いついたものですから、お話しさせていただければと思います。

ガス導管自身はこのようにどんどん対策をとられていると。もらい事故が何かほかにな

いかなと考えていまして、土木構造物全体が今非常に老朽化が進んでおります。その中で何が一番関係するかといいますと、やはり橋梁のところだと思うのです。大きな橋はそういったところを直していつていると思うのですが、自治体が管理している中小の橋は今老朽化がどんどん進んでいて、地震だけでなく、車の振動などで落ちたりする懸念もあるといったことがございますので、そういったことも、すぐということではないのですが、今後何かご検討いただくとか、注意していただくとかということが必要ではないかと思つて、ちょっとコメントさせていただきました。

○倉渕委員長　　ありがとうございました。中小の橋梁の老朽化対策についても今後視野に入れてということですね。

○安田委員　　老朽化するのは自治体のほうの対策ですから、こちらのほうのガスの関係の方は、それをいかに避けるかとか、それを早く察知して対応をとるとか、そういったことで予防していただければと思っております。

○倉渕委員長　　ありがとうございます。どうぞ。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございます。安田先生からのご提案については、しっかりご意見として受けとめさせていただきたいと思ひます。ただ、一方では、やはり事前に察知するのはなかなか難しい面があるのだと思ひます。まさに博多の陥没事故は、老朽化ではないですけれども、ああいった形で低圧管が切断まで至ったわけですが、そういったことがあるということです。そういった中でも、先ほどの熊本地震の対応を振り返りますけれども、仮にそういった外力が起こっても、ガス事業者としてはオペレーションで対応することができるのだ、そういうシステムなのだということも1つ、やはり社会的な認識として必要なかなと思ひます。察知できるような情報が捉えられるのであれば、それは別でございますので、そういったことも含めてご意見いただいたということで、お聞きしたいと思ひます。

○倉渕委員長　　ありがとうございます。よろしいでしょうか。――では、田嶋委員、お願いいたします。

○田嶋委員　　日本ガス機器検査協会の田嶋でございます。丁寧なご説明どうもありがとうございました。

安全高度化目標の達成に向けたアクションプランの動向でございますが、いろいろご意見もあろうかと思ひますけれども、関係者の皆様のご尽力で着実に実績を上げておると感じております。その一端を担っております当協会といたしましても、ガス機器の検査、

認証及び各種講習を通じて、さらに高度化目標の達成に向けて、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。そういう意味から、アクションプランを補強する立場から、2点ほどご報告させていただきたいと思います。

1つ目は、3—3の資料にもございますけれども、当協会が発行しておりますガス機器の設置基準及び実務指針というのがございます。本年度は、これの業務用ガス機器の設置基準及び実務指針の改定を行いまして、3月末にガス安全室の監修を受けて発刊する予定でございます。10年ぶりの改定になるということでございまして、これは、主には消防法等の改正に伴いまして、排気ダクトの保守管理等について具体的な記述を追記したこと、それから、この10年間にJ I Sの改定等、いろいろ基準等も変わっております。そういう面では、10年ぶりの久々の改定でございますので、業務用の厨房機器含めた保安の安全高度化に向けた一助になればと思っております。4月以降、全国各地でこの設置基準及び実務指針の説明会等も開催して参りたいと思っておりますので、そういう面で、業務用の保安の啓蒙を引き続き継続して参りたいと思っております。

2つ目は、4月からの都市ガスの小売自由化に伴いまして、当協会が担当している新規参入の小売事業者向けの資格である保安業務監督者及び消費機器調査員の本年度の講習状況をご報告させていただきたいと思います。

保安業務監督者につきましては、全国5地区で8回開催いたしまして、143名の方が受講して修了されております。これが多いか少ないかは評価が分かれるところかと思っておりますけれども、着実に講習希望者に対しての講習ができたと考えております。また、消費機器調査員につきましては、一般講習、資格ありの特別講習、検定試験等を含めまして、839名の方が受講をされております。まだ3月はこの後も講習がございしますが、現在の申込状況、結果を含めて、このような状況でございます。当協会におきましては、保安業務監督者及び消費機器調査員含めて、来年度も全国各地で開催して参ります。講習を通じて、自由化によって保安レベルの低下を来さないという観点から、我々の立場で精いっぱい努力したいと考えております。

以上でございます。

○倉渕委員長     ありがとうございました。ガス安全高度化計画の推進に資するガス機器の設置基準と実務指針の改定及び小売自由化に向けた保安監督者及び消費機器調査員の講習の実情についてご報告いただきました。それでは、川島委員、お願いいたします。

○川島委員     主婦連合会の川島でございます。



先ほどの保安の周知、広報のことについても１つつけ加えたいのですが、ホームページを検索できない消費者に対する情報の出し方について、公平な視点でどのように保証するかご検討いただきたいと思います。

以上です。

○倉渕委員長　いわゆるパソコンになかなか触れられないという方も、特に高齢者を中心にいらっしゃいますよね。そういった方々への広報対策。室長、何かございますか。

○田村ガス安全室長　先生からのご意見を受けまして、何ができるかということも含めて、しっかりと考えたいと思います。ありがとうございます。

○倉渕委員長　それでは、堀委員、お願いいたします。

○堀委員　都市ガス事故に関して、特に他社工事事故が一番の原因であること。これはまさにデータが裏づけていると思います。そこでご指摘したいのは、資料２－２は熊本の報告書です。23ページの（c）広域融通の活用の１つ上の段落で、「行政庁やライフライン事業者、需要家を横断する情報共有の枠組み・仕組みを構築する」の部分です。是非この情報共有の枠組み・仕組みを考えていただきたいと思います。その枠組は、ガスに絞るよりも、もう少し大きなライフライン全体の情報共有という枠組みで進めた方が、効率的網羅的にできるかと思います。是非このような視点でご検討願いたいと思います。内閣府で府省庁連携を謳ったいろいろな研究開発も進められておりますので、この研究開発の利用もご検討をお願いしたいと思います。　以上です。

○倉渕委員長　ありがとうございました。情報共有の重要性についてのご指摘がございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　ありがとうございます。こちらにつきましても、府省連携も含めたさまざまなどういう取り組みができるかというのをしっかり考えていきたいと思います。やはり昔ではできなかったことが、ＩＴが進展することによってできるようになったという部分が多分にあるかと思います。スマホなども非常に簡便にいろいろと通信できるのか、そういったところもございますので、私どももしっかりこういったネットワーク、あるいは情報共有の仕組みを考えていきたいと思います。

○倉渕委員長　ありがとうございました。青木委員、お願いいたします。

○青木委員　全国ガスの青木でございます。

意見を２点申し上げたいと思います。昨年、死亡事故がゼロになったということで、安全高度化指標の達成に向けて、関係各署の協働が着実に成果に結びついていると私として

も認識しております。4月からはガス小売全面自由化がスタートすることになります。新たにガス小売事業に参入される事業者も含めた保安レベルの強化、安全高度化指標の達成に向けた施策の展開を是非お願いしたいと思います。

2点目は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、首都圏を中心に再開発でありますとか、町、建物のバリアフリー化などが急ピッチで進められると思っております。他工事を起因とする事故の防止がますます重要になると認識しております。中でも、今後、電線の地中化も進められると伺っておりますけれども、地下の限られたスペースの中に敷設することになりますので、敷設する工事だけにとどまらず、敷設後のメンテナンスの際も含めて、他工事が発生する可能性が高まるものと考えております。政府におかれましては、他工事による事故の発生を防止するべく、関係省庁との連携を是非ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○倉渕委員長      2点ございまして、安全高度化計画の推進とオリ・パラに向けた他工事対策についてのご指摘でございました。いかがでしょう。

○田村ガス安全室長      ありがとうございます。安全高度化計画はいろいろな断面から様々な取り組みをしっかりとやっていくと。まさに理念目標たる2020年死亡事故ゼロというところに向けて、それがしっかり実現できるように、今後とも我々としても取り組んでいきたいと思っております。

それから、他工事に関しての、特にオリ・パラの関係です。まさに委員ご指摘のとおりだと思います。その部分につきましてもスコープに入れながら、他工事対策に取り組んで参りたいと思います。ありがとうございます。

○倉渕委員長      ほか、ございませんでしょうか。多田委員、お願いいたします。

○多田委員      ご意見いろいろいただきまして、誠にありがとうございます。先ほども田村室長に基本的なご説明をいただきましたので、余り繰り返しにならないように。オリンピック・パラリンピックの話とはちょっと別なのですけれども、他工事関係の話ですとか、経年管の話に対していろいろご意見をいただきました。他工事のところは田村室長からもご説明があったのですが、ガス業界としまして、ガス事業者及び日本ガス協会として、これまでも未照会の工事をできるだけ少なくしたいということで、いろいろな取り組みを積極的に、また、工夫、努力しながら努めてまいりました。吉川先生のアピール先が違うのではないかと、仕方が違うのではないかとという厳しいご意見につきましては真摯に受

けとめまして、今後の参考にして、また継続して努力、工夫してまいりたいと思っております。

経年管対策の方も、決して満足しているということではございませんで、これも過去から非常に積極的に努力してきておりまして、新たな目標に向けまして、各種の業務機会、周知啓発活動を通じて努力していきたいと思っております。ただ、何分、先ほどからのお話にもございますように、所有者のご理解が必要になるということで、国としての所有者の負担を軽減するようなご支援もお願いしたいと思っているところでございます。

いろいろございますけれども、先ほどの安全高度化指標に対してまだ開きがあるというような表現の部分もございますので、安全高度化指標の達成に向けまして、さらなる保安レベルの向上が必要であると認識しております。そういう意味で、4月から完全自由化でございますけれども、新規の参入者の方と連携、協力しまして、さらなる保安向上に継続して努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○倉渕委員長　　よろしくお願いいたします。ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。――ガス安全高度化計画のフォローアップ及び経年管対策に関しまして、さまざまなご意見をいただきました。これらを参考に、今後対策を推進していただきたいと思えます。

それでは、次の議題です。議題(4)自主保安の「見える化」制度等の検討状況についてご説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長　　それでは、資料5に基づきまして、見える化制度の検討状況について、前回、11月の会合でも途中経過報告で、いわゆる見える化制度の仕様書づくりの状況、自主保安事例集、需要家の保安意識調査の3点セットがどういう状況か申し上げたところですが、今回、年度末で一定の成果が出てございますので、その結果をご報告申し上げたいと思っております。

まず、1.の見える化制度については、次年度の実施運用を念頭に置き、今年度においては、こちらの紙では仕様書と書かせていただいておりますが、制度の設計書を検討いただいたと。これは久本委員の高圧ガス保安協会を中心に、倉渕委員長をリーダーとして、大変ご尽力いただいて、ご検討をまとめていただいたわけですが、まず、今後ですけれども、1.の最後の下線部に書いていますが、今年おまとめいただいた仕様書について、次年度、中立的な運営団体を公募しながら、そちらで運営体制とか、あるいはホームページなどの

インフラを整備した上で、次年度内には立ち上げていきたいと思っております。

2つ目は、保安意識調査で、これは全面小売自由化前の意識としてどうなのか、いわゆるスタート時点での初期段階でのデータをみるということで、次年度以降もその変化をモニタリングしていくということで、今年の初めにアンケート調査を行っています。

3番目は、自主保安事例集で、これはご報告のとおり昨年10月にとりまとめてお示ししています。

資料の3ページ目以降が、見える化をどういう仕組みにするかということをお示ししています。3ページ目にあるようなトップページのイメージで、各需要家の方々、消費者の方が住所とかエリアとか検索していくと、次の4ページにありますとおり、最後には、需要家の方々が住まいの付近で供給を予定されている小売事業者が見え、その小売事業者が保安に関してどういう取り組みをやっていただけるかということが見えるようにする。そういった見える化の基本的なシステムを作っていきたいということです。

そのシステムを構築するに当たって、5ページ目が評価項目と書きました。これは運営団体の方で、小売事業者の保安の取り組みが工程表でいうところのGOODなのかEXCELLENTなのかということをそれぞれ評価しながら、それを結果としてホームページ上でお知らせする、見えるようにするということです。

左の大分類、あるいは評価項目につきましては、前回の会合でもお示ししております。新しい部分としては、色がついているGOOD、EXCELLENTの具体的内容、基準を定めていただいたということです。GOODだけのものもありますが、例えば5ページ目でいうと、下のほうでGOODとEXCELLENTということ。大きな違いは何かというと、青のGOODの部分は1方向的な情報伝達である、黄色のEXCELLENTはさらに対面などをやって双方向の情報伝達を行うというようなこと。やはりさらに汗をかいていただくことがEXCELLENTだという評価を設定させていただいています。それに対して実際の具体的な取り組み事例みたいなものも項目によって付記しているという内容になっています。それが大体の見える化の制度設計。これを次年度以降、運営団体を決めてやっていきたいということです。

それから、9ページ目以降は、アンケート調査の結果となっています。例えば9ページ目の結果は、家庭用需要家向けアンケート。いわゆる一般消費者の方に聞いております。分母は、一番上の表に書いてございます1,000人の方を対象に聞いておりまして、特に個々にはご説明いたしません、このページでいうと一番最後のところ、クエスチョン、あなたはガス会社の緊急時連絡先を知っていますかという問いに対して、知りませんとい

う方が63%ぐらいいらっしゃるのです。

こういうことが見えてきたりとか、あるいは、次の10ページ目でいうと、ガス警報器です。ガス警報機を設置していますか。設置している方が47%ぐらいいらっしゃいました。では、設置していない方は、なぜ設置しないのですかというのを下から2つ目で聞いているのですけれども、設置の必要性を把握していなかったが大体57%。過半の方が必要性をわかっていらっしゃるなかったというような結果が出たり。

さらには、経年管対策にも関係するところでありますが、例えば12ページ目の一番下です。これも消費者の方に聞いております。敷地内や建物内にあるガス管は、お客様の所有物であることをご存じですか。知らなかった、58%とかです。

13ページ目の2番目では、敷地内のガス管の修理の費用はお客様負担となります。あなたはこのことをご存じですか。知りません、63%とか。

こういった形で、いろいろとガス管の保安も含めた知識がやはりまだまだ浸透していないというところが見えてくるということでございます。

ほかにアンケートといたしましては、業務用の方も対象に聞いております。1つだけご紹介させてください。先ほど、消費者の方にガス会社の緊急連絡先を知っていますかということ聞いたのですが、同じように業務用の方にも聞いておりまして、15ページ目の3番目です。あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を知っていますか。業務用の場合は知っている方が過半だというような結果が出ているということです。

こういったデータをイニシャルに、どう変化していくか、その変化に対して、どこをどう集中的に広報を展開していったらいいかということを今後とも見極めていきたいと思っております。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。自主保安の見える化制度等の検討状況についてご報告いただきました。本件につきましてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員     これはちょっとかかわっていたので、一言なのですが、多分皆さん驚かれたと思うのですが、アンケートの11ページの換気のところです。アンケートというのは数字にだまされてはいけないとこちら側がいつてはいけないのですが、知っているか知らないかで聞いたら、ほとんどの人が知っていると思栄を張って答えるのです。にも関わらずこの数字をどう見るかということはやはり考えなければいけません。同様に、換気

しますかといったら、していなくても、するとかと答えてしまうのです。とはいえ、全くしていないという人が今こんなにいるというのは本当にゆゆしき事態なのです。ですから、この数字を、この次のアンケートではゼロにしなければいけないぐらいの気持ちで広報をするべきだと認識しています。

そして、先ほど川島委員からもありましたが、アンケートとは別の話ですが、例えばサーチをするにしても、要するにデジタルデバイドというか、高齢者でパソコンとか一切使えません、らくらくホンしか無理という方たちにどのようにこれを調べていただいて、GOODとEXCELLENTの区別をしていただいて、業者を選んでもらうのかとか、その辺のこともきっちり考えていかないといけないと思っております。これはまた継続して調べていかなければならないと思っております。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。アンケート調査からみえてきた広報の重要性、あと、見える化制度をいかに知らしめていくかということについてのご意見、ご指摘がございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     ありがとうございます。三浦先生のおっしゃるとおりだと思います。次年度以降の詳細設計に当たっては、しっかりと消費者の方々に情報が伝わるような仕組み作りをきちんと考えていきたいと思えます。

○倉渕委員長     ほか、ございませんでしょうか。赤穂委員、お願いいたします。

○赤穂委員     ありがとうございます。見える化という言葉の意味は、単にみせるだけではなくて、理解してもらおうということが見える化という言葉には含まれていると思っています。そういう意味で、今後どのように実際にみえてくるのかというのは、実際見てみないとわからないのですが、評価の観点のGOODとかEXCELLENTとか、こういう細かい文字が入っているだけのものだと、実際の消費者の方に理解してもらうことはなかなか難しく思うと思っています。認知してもらうための相当簡潔でわかりやすい書き方を是非考えていただければと思っています。

それと、4月から実際にガスの小売自由化が始まりますが、まだ消費者、そういう意味で安全の取り組みがどうなのかというのをなかなか知ることができませんので、このホームページは29年度中に立ち上げるということですがけれども、できるだけ早く構築していただければと思っています。

以上です。

○倉渕委員長     ありがとうございました。見える化を見せる工夫といったご意見と、見える化が見える時期についてのご指摘がございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     ありがとうございます。まさに消費者の方々の目線でわかりやすくお伝えするというのは、先生のご指摘のとおりでございますので、そこも含めて、詳細設計、実際の運用においてはしっかりと取り組んでいくこととさせていただきたいと思っております。

○倉渕委員長     よろしいですか。——では、青木委員、お願いします。

○青木委員     全国ガスの青木でございます。

意見は1点です。見える化についてでございますけれども、実際に多くのお客様が、法定の保安とそれぞれの事業者がやる自主保安があるということとか、その違いは何なのかというのは多分なかなか伝わっていないとかご存じない方々が多い中で、今回の見える化制度を生かしていくためには、やはり周知、広報は非常に重要になってくるだろうと思っています。ですので、これから政府として、自由化後の保安レベルの維持向上に向けて今回の制度を周知していくためには、恐らくガス小売事業者を選ぼうと思っているタイミングで、そのときの判断基準として、1つ、見える化制度を使って保安について理解した上で、ガス事業者を選ぶ仕組みも必要だと思っています。どこでどうやって周知するか。経産省のホームページに張るだけがいいのか、それかもっと別のところで、実際に選ぶ機会比べられるようにするかということも是非ご検討いただきたいなと思います。

○倉渕委員長     ありがとうございました。見える化をいかに広報していくかという点についてのご指摘だったと思います。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     その点につきましても、赤穂先生からもご指摘がございましたとおり、消費者目線で見える、わかりやすい情報、それからしっかり伝わるような媒体もきちんと考えていきたいと思っております。

それから、すみません、先ほどの赤穂先生の最後のご質問、申しわけございません。時期につきましても、決して29年度末にやりますということではなくて、できるだけ早く進めていきたいと思っております。ただ、やはり体制であるとかインフラであるとか、そういったところもございますので、そことの兼ね合いで可能な限り速やかに実施運用に入りたいと思っております。

○倉渕委員長     ほか、ございませんでしょうか。——それでは、見える化につきましても、進捗状況について今後のガス安全小委員会で逐次ご報告いただいて、ご議論いただき

たいと思います。

それでは、次の議題(5)水素導管供給に関する保安の動向について説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長　それでは、資料6に基づきまして、水素導管供給に関する保安の動向についてでございます。

これは、水素をパイプラインで送りまして燃料電池に供給しながら電気を発電するというようなシステムが各所で今考えられているところです。そのため、ガス事業法上の保安についても今後しっかりと受けとめながら考えていく必要があります。その観点で、今、現時点におきましては現状報告という形で、資料6としてお示しさせていただいたという趣旨でございます。

まず、1. 現在の動向ですが、第2パラに書いています。水素を導管、すなわちパイプラインで供給するシステムの取り組みが順次進められています。例えば福岡県の北九州市、あるいは山口県の周南市につきまして、モデル事業という形で既に行われている、あるいは今でもオンゴーイングで行われているプロジェクトもあります。

さらに、後段で書いています、現在、東京都におきまして、東京オリ・パラを念頭に、選手村地区における事業としまして、水素パイプラインで街区に設置した燃料電池に水素を供給して、そこから給電するということを関係者の方々と検討しているという状況です。これは、東京オリ・パラをにらんで、パイプラインだけではなくて、選手村地区全体のエネルギー整備計画の中で、例えば水素を活用しましたスマートエネルギー都市の実現、燃料電池車を走らすとか、あるいは水素ステーションを整備するとか、そういったいろいろな大枠での構想を東京都の方で考えていらっしゃる。その中の一環として水素パイプラインを使って水素を供給するという位置付けのものです。

1. の最後に書いています、東京都では、水素の導管供給に当たりまして、ガス事業法の適用を念頭に置いている。これはつまるところ、モデル事業にとどまらずに、ガス事業法の適用の対象となるような一般の需要に応じたガスを供給する事業を後ほど展開していくということも考えていらっしゃるということで、ガス事業法の保安規制について必要な対応も私どもとしても図っていく必要があるという状況になっています。

それで、2. 目がこれまでの取り組み等々をまとめさせていただいていますが、まず、山口県の周南市。これは水素タウンモデル事業といわれていますけれども、保安の観点におきましては、別紙1の下にも書いていますが、まずは炭素鋼管、普通の鋼管なのですけ



れども、二重管を導入しているとか、継ぎ目の部分も溶接接合しているであるとか、圧力センサーを置きながら常時監視をしているとか、こういうことをやっていらっしゃるということ。

同じ周南市なのですけれども、別なプロジェクトとして、埋設部分にステンレス鋼管、SUS材を使っているとか、同じく溶接しているとか、定期点検しているとかということ。

北九州市の方は、漏えい検知センサーによる常時監視をやりながら、特徴的なのは、都市ガスでもよくやられています付臭という臭い付けをやりながら実施されているというようなことがございます。

今、東京都で計画中の保安措置を(2)でまとめさせていただいていますが、選手村街区に純水素型の燃料電池を設置する。パイプラインの総延長としては約1.2kmを予定されているということ。使い先は、街区中の住宅共用部、あるいは商業施設などに給電するということを計画されていらっしゃるということです。

それに当たりましては、パイプラインその他もろもろの設備がございますけれども、具体的な技術仕様、あるいは保安措置については、東京都の方と関係者、いわゆる事業協力パートナーの方がいらっしゃって、東京ガスを始め4者の方々とともに連携しながら、現在検討が進められている状況とお聞きしています。

経済産業省委託事業で、いろいろと水素導管については、別紙2にもまとめさせていただいていますが、平成17年以来、水素導管を念頭に置いた技術的な調査を展開しています。これまでの調査の検討といたしまして、基本的には今の都市ガスのガス工作物であっても水素パイプラインへの適用が可能だろうという結論は私どもの委託調査の中で得られています。そういった状況を踏まえまして、東京都の方におかれても、こういった委託事業の内容を準用しながら、ガス工作物の設計や敷設を前提に検討していきたいとお聞きしています。

1 ページ目の下にあります付臭の件です。付臭剤につきましては、硫黄成分が入っているとかで、燃料電池のいわゆる電極的な部分での性能劣化をもたらすことがあります。今の都市ガスのエネファームなども燃料電池に入る前に脱臭しているということで、脱臭装置が必要となっています。純水素型燃料電池システムでは、経済性向上の観点から、未付臭での水素供給ができないかという可能性を探っていらっしゃるということです。その具体的な現在のところの案としては、①、②で書いたような気密試験をやるとか、あるいは漏えい検知口による常時監視であるとか、そういう方向性を模索していらっしゃるという

うことです。

最後の2ページ目ですが、今後の対応の方向性です。東京都では、間もなく29年度になりますけれども、次年度に事業主体たる事業の実施者を公募して決定する計画であり、その後、年度内には導管の敷設工事を開始したいとお聞きしています。

実際、オリ・パラ大会との関係でどうなるかという2つ目の○でございますが、オリ・パラ大会の期間中は、いわゆるモデル事業として一部を稼働する。大会の終了後は、選手村の後利用の観点で、ガス事業法に基づく手続をしっかりとっていただきながら、一般電力需要に応じた水素供給事業を開始するということを計画されておられるということです。

従いまして、経済産業省といたしましては、パイプラインの技術仕様、あるいは保安措置の具体的な方策につきまして、東京都の方と密に連絡をとり合いながら、技術仕様、あるいは要件が明らかとなった事項から順次、有識者の方々の意見を聴取しながら、法令の見直しも含めて所要の対応を図っていきたいと思っております。

特に、今都市ガスでは、括弧で書きました原則付臭になってございます。下に条文を書いてございますが、そういった形でのもので、もし未付臭であれば、どういう代替措置が考えられるか、その代替措置の具体的な項目として、例えば頻度がどうなのか、場所がどうなのか等々、付臭相当の保安レベルが維持されるということを私どもとして確認していくことが重要と考えています。

私からは以上でございます。

○倉渕委員長     ありがとうございました。オリ・パラにおける水素導管供給の進捗についてご報告いただきました。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員     新しい水素のシステムが増えるということで、やはり未知の部分があるのは仕方がないと思いますが、くれぐれも、特に2020年という実施時期が定まっているということで、拙速にならないようにということをお願いしたいなと思います。今後の対応のところでも、とりあえずはモデル事業で、その後、後利用の関係のときに法規制、本格的なガス事業法の中に入って規制をしていくことを考えていらっしゃるということですが、1回敷設されてしまったものはやり直すということではないと思いますので、技術仕様とかそういうことも含めて、後追いになるということがないように、リーダーシップをとってやっていっていただきたいなということを切にお願いしたいなと思います。

常時監視ということも挙げられていますけれども、やはりセンサーとかは故障があり得るものだという事もあるので、いち早くユーザーが気づく方法については、経済性を優先にしないがしろにならないように要望させていただきたいと思います。

○倉渕委員長     ありがとうございます。時期は迫っているにしても、保安について拙速な対応がないようにというご指摘でございました。室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長     ありがとうございます。先生ご指摘のように、私ども規制の立場からは、水素ガスの危険性、あるいはリスクの観点から、どういう安全対策が講じられるかということをしっかり見極めていきたいと思っております。

○倉渕委員長     ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。——それでは、委員からのご指摘等を踏まえまして、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

これで予定していた議題は全て終了いたしました。その他として事務局、何かございますでしょうか。

○田村ガス安全室長     その他といたしまして、タブレットにもございますが、参考資料といたしまして、最新の登録ガス小売事業者一覧をお配りさせていただいています。3月8日現在で26事業者のエントリーがあります。現在のところ審査中が17件と聞いておりますので、今月中にはさらに数が増えていくのだろうなと考えています。見方としては、この表の右から3番目が一般家庭の販売の予定のありなしを書いてございます。ここで予定があるという方が、いわゆる普通の消費者の方にガスを小売りする予定がある方とみていただければと思います。予定なしという方が産業用途で、今大口供給と呼ばれているところがございます。そういったところの供給をされる方が予定なしとなっています。

以上でございます。

○倉渕委員長     ありがとうございました。本日は、ガス安全高度化計画のフォローアップと経年管対策の進捗状況を中心にご議論いただきまして、多角的なご意見をいただきました。ご意見を参考に、これらの対策について推進していきたいと思います。そのほか、事務局から何かございますか。——それでは、審議官、何か一言ございますか。

○福島審議官     今日は貴重なご意見ありがとうございました。事故全体は減っていますが、ガスというのは取り扱いを間違えると非常に大きな災害につながりかねないものですし、かつ、今回扱っているものはB to Cという、特に消費者に対して供給しているということで、消費者の方がいろいろな点について余りよく知らないという観点でも、法規制も含めてきちんとやっていかないといけないと思っています。そういった中で、特に

広報の問題でありましたり、他工事の対策、または経年管の対策については貴重なご意見を聞かせていただきましたので、今日のご意見を踏まえて政策に反映してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○倉渕委員長　そのほか、事務局から。

○田村ガス安全室長　それでは、本日の議事要旨につきましては、事務局の方で作成させていただきますして、事務局の文責でホームページに公開したいと考えております。それから、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しています。追って事務局より確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○倉渕委員長　本日は、委員の皆様にご活発なご議論をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

——了——